

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の請負契約の適正化、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立等に関し、必要な事項を定めることにより、建設工事の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業者 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の許可(同条第3項の規定による許可の更新を含む。)を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 特定建設業者 法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可(同条第3項の規定による許可の更新を含む。)を受けた者をいう。
- (3) 元請業者 下請契約における全ての注文者をいう。
- (4) 下請業者 下請契約における全ての請負人をいう。
- (5) 営業所技術者 法第7条第2号に規定する営業所技術者をいう。
- (6) 特定営業所技術者 法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。
- (7) 主任技術者 法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。
- (8) 監理技術者 法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。
- (9) 監理技術者補佐 法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。
- (10) 連絡員 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第17条の2第1項第3号及び第17条の5第1項第3号に規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。)をいう。
- (11) 専門技術者 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (12) 特定専門工事 法第26条の3第2項に規定する特定専門工事をいう。
- (13) 市発注工事 市が発注する建設工事をいう。
- (14) 工事担当課長 市発注工事の指導、監督等に関する事務を所掌する課等の長をいう。
- (15) 入札参加資格者 香取市入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

(書面による請負契約の締結)

第3条 市と建設業を営む者との間における請負契約は、少なくとも別表第1に掲げる法第19条第1項各号に掲げる事項が記載された書面により締結しなければならない。

2 元請業者及び下請業者は、工事の開始に先立って建設工事標準下請契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。

(一括下請負の禁止等)

第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせるてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 建設業者は、不必要な重層下請を行ってはならない。

(下請契約の締結の制限)

第5条 特定建設業者でなければ、その者が市から直接請け負った建設工事を施工するため、次の各号のいずれかに該当する下請契約を締結してはならない。

- (1) 下請代金の額が1件で5,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上)である下請契約
 - (2) 一工事で下請契約が2以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が5,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上)となる下請契約
- 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。
- (1) 工事1件の請負代金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円)に満たない工事
 - (2) 建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事

(技術者の適正な配置)

第6条 建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するため、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場に主任技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

2 市から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、8,000万円以上)になる場合にお

いては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。

- 3 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)第27条第1項に定める建設工事(同条第2項に該当する場合を除く。)においては、前各項に定める主任技術者又は監理技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、工事現場ごとに専任(他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事するものをいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

(1) 当該建設工事が次のアからキまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

- ア 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事にあつては2億円未満)となるものであること。
- イ 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現場間の距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間(片道に要する時間)がおおむね2時間以内であること。
- ウ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。
- エ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。
- オ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- カ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書(別記第10号様式又はこれに準ずるもの)を作成し、当該工事現場に備え置くとともに、当該計画書を規則第28条第1項に規定する帳簿(規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。この場合において、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって当該計画書への記載に代えることができる。
- キ 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

(2) 当該建設工事の工事現場に、監理技術者補佐を専任で置く場合における監理技術者

- 4 前項ただし書の規定は、当該工事現場の数が、令第30条に定める数を超えるときは、適用しない。
- 5 営業所技術者又は特定営業所技術者(以下「営業所技術者等」という。)が当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であり、当該建設工事が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、第3項及び次の各号の併用をすることはできない。

(1) 令第27条に該当する建設工事で次のアからクまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合

- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 当該建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事にあつては2億円未満)となるものであること。
- ウ 同一の営業所技術者等を置こうとする建設工事の工事現場と当該営業所との距離が、これらの者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における営業所から当該工事現場との間の移動時間(片道に要する時間)がおおむね2時間以内であること。
- エ 当該建設工事の全部又は一部に締結される下請契約が規則第17条の2第1項第2号に規定する下請契約にまでに限られること。
- オ 当該建設工事を請け負った建設業者が、連絡員を当該工事現場に置いていること。
- カ 当該工事現場の施工体制を、当該建設工事を請け負った建設業者の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- キ 当該建設工事を請け負った建設業者が、人員の配置を示す計画書(別記第10号様式又はこれに準ずるもの)を作成し、当該工事現場に備え置くとともに、当該計画書を規則第28条第1項に規定する帳簿(規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。この場合において、規則第17条の2第1項第5号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもって当該計画書への記載に代えることができる。
- ク 当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが必要な環境が確保されていること。

- (2) 令第27条に該当しない建設工事で次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合
- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
 - イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接していること。
 - ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

(3) 令第27条に該当しない建設工事で第1号の要件を全て満たす場合(前号の場合を除く。)

- 6 前項第1号の規定は、当該工事現場の数が、令第34条に定める数を超えるときは、適用しない。
- 7 第3項に定める専任の監理技術者(同項各号及び第5項に規定する監理技術者を含む。以下同じ。)は、法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から選任しなければならない。
- 8 法第26条の3第3項から第8項までの規定を満たしている場合において、特定専門工事の元請業者及び下請業者(建設業者である下請業者に限る。)は、その合意により、当該元請業者が当該特定専門工事につき置かなければならない主任技術者が、その行うべき職務と併せて、当該下請業者が置かなければならない主任技術者が行うべき職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請業者は、主任技術者を置くことを要しない。

(元請業者の義務)

第7条 元請業者は、下請業者が倒産、資金繰りの悪化等により、請負代金及び賃金の不払等を生じさせることのないよう十分指導するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、あらかじめ自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事を施工するため通常必要と認められる原価に満たない金額を下請代金の額とする下請契約を締結しないこと。
- (2) 元請業者は、下請契約の締結後自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請業者に購入させてその利益を害しないこと。
- (3) 元請業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
- (4) 元請業者は、建設工事について、次に掲げる工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、下請業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のための必要な情報と併せて通知すること。
 - ア 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
 - イ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
- (5) 元請業者は、その請け負う建設工事について、次に掲げる事象であって、請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
 - ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの
 - イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって天災その他不可抗力により生じるもの
- (6) 元請業者は、下請業者から法第19条第1項第7号又は第8号の規定による工期の変更、工事内容の変更又は請負代金額の変更について協議の申出を受けたときは、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。
- (7) 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、下請業者の意見を聴くこと。
- (8) 元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了すること。
- (9) 元請業者は、前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りでない。
- (10) 元請業者は、当該元請業者について、法第24条の5で規定する違反行為があるとして、下請業者が国土交通大臣等(当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。)、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、取引の停止その他の不利益な取り扱いをしないこと。
- (11) 元請業者は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金の額を減じないこと。
- (12) 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事における全ての下請業者に対して、この告示に定める事項を遵守するよう指導に努めること。

(建設工事の適正な施工の確保のための必要な措置)

第7条の2 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができ

ることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

(下請代金の支払条件)

第8条 下請契約における下請代金の支払においては、市と元請業者との間の請負契約における支払条件とかかわりなく、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 元請業者は、前払金の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。この場合において、市から現金で前金払がなされる建設工事にあつては、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するよう努めること。
- (2) 元請業者は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請業者に対し、その支払額に相応する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から1箇月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約(下請契約における下請業者が特定建設業者又は資本金の額が4,000万円以上の法人であるものを除く。)における下請代金は、第7条第9号の申出の日(同号ただし書の特約がされている場合にあつては、その一定の日)から起算して50日を経過する日以前で、かつ、できる限り短い期間内において支払うこと。
- (4) 元請業者は、注文した下請工事に必要な資材を自己から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
- (5) 元請業者は、下請代金の支払をできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、当該支払代金に占める現金の比率を高め、少なくとも労務費相当分(社会保険料の本人負担分を含む。)については現金払とすること。
- (6) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。
- (7) 元請業者の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は元請業者の負担とすること。
- (8) 元請業者は、下請代金を手形で支払う場合は、一般の金融機関(預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。)による割引を受けることが困難であると認められる手形は交付しないこと。

(下請業者の選定)

第9条 元請業者は、下請業者の選定に当たっては、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況、労働福祉の状況、関係企業との取引の状況等を的確に評価し、少なくとも別表第2に掲げる事項の全てを満たしている優良な者を選定するよう努めるものとする。

(施工体制の把握)

第10条 建設業者は、市から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳(別記第1号様式又はこれに準ずるもの)及び作業員名簿並びに施工体系図(別記第2号様式又はこれに準ずるもの)を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。この場合において、規則第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録(同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法を含む。)され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。

- 2 前項の建設工事の下請業者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請負通知書(別記第3号様式又はこれに準ずるもの)及び作業員名簿を作成し、同項の建設業者に通知しなければならない。この場合において、当該下請業者は、前項の建設業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知すること及び当該電磁的方法による通知をもって書面による通知をしたものとし、規則第14条の4第3項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する添付書類に代えることができる。
- 3 前項の通知事項(添付書類を含む。)に変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、同項の例により通知しなければならない。
- 4 第2項において、一人親方(従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。)として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。
- 5 第1項の建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、市長に提出しなければならない。
- 6 第1項の建設業者は、施工体系図を当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。ただし、施工体系図の掲示については、国土交通省通知(施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について(令和4年1月27日付け国不建第446号))の要件を満たした上で、デジタルサイネージ等ICT機器を活用して行うことができる。
- 7 作成建設業者(第1項の規定により施工体制台帳を作成しなければならない建設業者をいう。以下同じ。)は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、通知書(別記第4号様式又はこれに準ずるもの)により通知を行わなければならない。

- 8 第2項の規定による下請業者は、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、通知書(別記第5号様式又はこれに準ずるもの)により通知を行わなければならない。この場合において、当該下請業者は、規則第14条の4第7項の規定により、その請け負った建設工事を請け負わせた下請業者の承諾を得て、当該様式を電磁的方法により通知すること及び当該電磁的方法による通知をもって書面による通知をしたものとすることができる。

(雇用条件等の改善)

第11条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、別表第3に定める事項について措置するものとする。

- 2 市から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の遵守、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事における全ての下請業者が前項の措置を講じるよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

- 3 市から直接工事を請け負った建設業者以外の元請業者は前項の指導、助言その他の援助に関して協力するものとする。

(市発注工事における届出等)

第12条 市発注工事を直接請け負った建設業者が、その工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、下請業者との請負契約締結後2週間以内に下請業者選定通知書(別記第6号様式)により施工体制台帳及び施工体系図を市長に提出しなければならない。

- 2 市から直接工事を請け負った建設業者は、その工事の主任技術者又は監理技術者を選任し、市との請負契約締結後原則として7日以内に主任技術者等選任通知書(別記第7号様式)を市長に届け出なければならない。現場代理人、監理技術者補佐又は専門技術者を選任したときも同様とする。

- 3 第1項の届出事項に変更があったときは下請業者変更届(別記第8号様式)により、前項の届出事項に変更があったときは主任技術者等変更通知書(別記第9号様式)により、当該建設業者は、2週間以内に市長に届け出なければならない。

(点検及び調査)

第13条 工事担当課長は、前条第1項による提出があったときは、別に定める方法により点検しなければならない。

- 2 工事担当課長は、前項の点検のほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第11条各号のいずれかに該当している疑いがあるときは、その状況について別に定める方法により調査しなければならない。

(不正事実の申告)

第14条 市発注工事に関して、建設業を営む者にこの告示に違反する事実があるときは、その利害関係人は、市長に対し、その事実を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 市長は、前項の申告を受けたときは、必要に応じ、調査等を行うものとする。この場合において、調査等は、前条第2項の規定を準用する。

(指導及び勧告等)

第15条 市長は、市発注工事に関して、この告示に違反した建設業を営む者に対し、必要があると認められるときは、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 市長は、入札参加資格者が前項の規定による指導若しくは勧告に従わないとき、又は第12条に規定する届出等に虚偽の記載等があったときは、市発注工事の指名の際に考慮するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、施行の日以後に契約を締結する市発注工事について適用し、施行の日の前日までに契約を締結した市発注工事の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日告示第81号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の香取市建設工事適正化指導要綱の規定は、この告示の施行の日以後に契約を締結する市発注工事について適用し、施行の日の前日までに契約を締結した市発注工事の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年5月25日告示第128号)

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日告示第19号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年3月3日告示第17号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第85号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年12月17日告示第165号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年12月22日告示第182号)

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

附 則(令和7年9月30日告示第145号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1(第3条第1項)

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項

別表第2(第9条)

- (1) 過去における工事成績が優良であること。
- (2) その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- (3) その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- (4) その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- (5) その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- (6) 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- (7) 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- (8) 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (9) 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- (10) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- (11) 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- (12) 現に事業の附属寄宿舎に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- (13) 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

別表第3(第11条第1項)

- 1 雇用及び労働条件の改善
 - (1) 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
 - (2) 適正な就業規則の作成に努めること。この場合において、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
 - (3) 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
 - (4) 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に調製すること。
 - (5) 労働時間管理を適正に行うこと。この場合において、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

2	安全及び衛生の確保
(1)	労働安全衛生法に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
(2)	災害が発生した場合は、当該下請契約における元請業者及び市から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。
3	社会保険の加入
(1)	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導に努めること。
4	福祉の充実
(1)	任意の労働補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
(2)	建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金基金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。
(3)	常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期的健康診断を必ず行うこと。なお、その他の建設労働者に対しても、健康診断を行うよう努めること。
5	福利厚生施設の整備
(1)	建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、 <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)</u> における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
(2)	建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設(食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等)の整備に努めること。
6	技術及び技能の向上
(1)	建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。
(2)	建設労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めること。
7	適正な雇用管理
(1)	雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
(2)	建設労働者の募集は適法に行うこと。
(3)	<u>出入国管理及び難民認定法</u> に違反して不法に外国人に就労させないこと。
8	その他
(1)	前各項に定める事項のほか、 <u>令第7条の3各号</u> に規定する法令を遵守すること。

別 記
第 1 号様式 (第 10 条第 1 項)

(表)
施工体制台帳

年 月 日

会 社 名
事業所名

建設業の 許 可	許 可 業 種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び 工事内容				
発注者名 及び 住 所				
工 期	自 至	年 月 日 年 月 日	契約日	年 月 日

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入	加入 適用除外	未加入
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

発 注 者 の 監 督 員 名		権限及び意見 申 出 方 法	
--------------------	--	-------------------	--

監 督 員 名		権限及び意見 申 出 方 法	
現 場 代 理 人 名		権限及び意見 申 出 方 法	
監理技術者名 主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
監理技術者補佐		資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名		専 門 技 術 者 名	
資格内容		資格内容	
担 当 工事内容		担 当 工事内容	

一号特定技能外国人 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

(裏)

(下請負人に関する事項)

会 社 名			代 表 者 名		
住 所					
工事名称 及 工事内容					
工 期	自	年	月	日	契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人 の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	-----------------------	-----

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し
- 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

第2号様式(第10条第1項)

第2号模式 (第34条第2项)

施工体系图

[illegible]

第3号様式(第10条第2項)

(表)

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名

(報告下請負業者)
住 所
商号又は名称
代表者名

元 請 名 称	
---------	--

(自社に関する事項)

工事名称 及 び 工事内容				
工 期	自 至	年 月 日 年 月 日	注文者との 契 約 日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険		雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担当工事内容	

一号特定技能外国人 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

(裏)

(再下請負関係)

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名		代表者名	
住 所 電話番号			
工事名称 及 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し

第4号様式(第10条第7項)

年 月 日

(下請負人) 様

作成建設業者の 住所
商号又は名称
代表者名

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

私は、上記工事に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により施工体制台帳を作成する建設業者に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の3第1項の規定により、下記のとおり通知します。

1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

第5号様式(第10条第8項)

年 月 日

(再下請負通知人の下請負人) 様

再下請負通知人の住 所
商号又は名称
代表者名

通 知 書

工事の名称	
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日

私は、上記工事に関し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により再下請負通知人に該当することとなったので、建設業法施行規則第14条の4第2項の規定により、下記のとおり通知します。

1 上記工事の施工体制台帳作成建設業者は、以下のとおりです。

作成建設業者の 商号又は名称	
-------------------	--

2 あなたが請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項の規定により、再下請負通知を行わなければなりません。

上記の再下請負通知を提出する場所は、以下のとおりとします。

提出場所の名称	
提出場所の所在地	

第6号様式(第12条第1項)

下請業者選定通知書

年 月 日

香取市長 様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

1. 工事名称

2. 工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 請負代金額

上記建設工事の一部を請け負った下請業者については、次のとおりですので、香取市建設工事適正化指導要綱第12条第1項の規定及び建設工事請負契約約款第7条第1項の規定により提出します。

注文者名	下請に附した 工事種別又は 範 囲	下 請 業 者				下請区分 (第1、第2 下請等の区 分)
		商号又は名称 代表者氏名	住 所 電 話 番 号	許 可 番 号	許 可 業 種	

※ 添付書類 施工体制台帳、施工体系図及び再下請通知の写し並びにこれら書類に係る添付書類

第8号様式 (第12条第3項)

下 請 業 者 変 更 届

年 月 日

香取市長 様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

1. 工 事 名
2. 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日
3. 請負代金額

上記建設工事に関し、 年 月 日付で通知した下請業者について、次のとおり変更したので香取市建設工事適正化指導要綱第12条第3項の規定並びに建設工事請負契約款第7条第2項の規定により届出します。

区 分		変 更 前	変 更 後 (追加を含む)	変 更 前	変 更 後 (追加を含む)
注 文 者 名					
下請に附した工事の 種 別 又 は 範 囲					
下 請 業 者	商号又は名称 代表者氏名				
	所 在 地 電話番号				
	許可番号				
	許可業種				
下 請 区 分					
変 更 日		年 月 日		年 月 日	

※ 添付書類
施工体制台帳、施工体系図及び再下請負通知の写し並びにこれら書類に係る添付書類

第 9 号様式（第 12 条第 3 項）

年 月 日

香取市長 様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等変更通知書

年 月 日契約に係る 工事に関し、 年 月 日付で
通知した について、下記のとおり変更しましたので、香取市建設工事適正化指導要
綱第 12 条第 3 項の規定により通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
氏 名		

※添付書類

変更後の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し

第 10 号様式（第 6 条第 3 項第 1 号カ、第 6 条第 5 項第 1 号キ）

年 月 日

人員の配置を示す計画書

対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
------	---------------	--	--	--	--

建設業者	名称				
	所在地				
主任技術者 又は監理技 術者(営業所技 術者又は特定営 業所技術者)	氏名				
	所属営業所名			※17 条の 5 の場合のみ記載	
	一日平均の 法定外労働時間	見込み時間	実績時間		

建設工事 1	工事名称				
	工事現場所在地				
	契約締結営業所	名称			※17 条の 5 の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じで ある必要
		所在地			
	建設工事の内容				※法別表第 1 上段のどれか
	請負代金の額				※1 億円未満(建築一式工事の場合は 2 億円未満)である必要
	移動時間				※1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以 内である必要
	下請次数				※ 3 次以内である必要
	工事現場の施工 体制の確認方法				
	情報通信機器				
	連絡員	氏名			
		所属会社			
実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験 は 1 年 以上である必 要		工事名称	期間		
			年 月 ～ 年 月		
			年 月 ～ 年 月		
合計 年 月					

建設工事 2	工事名称				
	所在地				
	建設工事の内容				※法別表第 1 上段のどれか
	請負代金の額				※1 億円未満(建築一式工事の場合は 2 億円未満)である必要
	移動時間				※1 日で巡回可能かつ概ね 2 時間以 内である必要
	下請次数				※ 3 次以内である必要
	工事現場の施工 体制の確認方法				
	情報通信機器				
	連絡員	氏名			
		所属会社			
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の 場合 に記載 ※実務の経験は 1 年以上である必要	工事名称	期間	
				年 月 ～ 年 月	
			年 月 ～ 年 月		
合計 年 月					